

2012年度第2回(通算第2回)理事会(臨時)

1. 日時：2013(平成25)年1月13日(日)13時～17時30分
2. 場所：専修大学神田キャンパス7号館7階774号教室
〒101-8425 東京都千代田区神田神保町3-8
3. 出席者：
(出席理事) 浅田正彦、岩沢雄司、兼原敦子、吉川元、小寺彰、坂元茂樹、佐野寛、道垣内正人、
古谷修一、森川幸一、(代表理事) 薬師寺公夫
(出席監事) 吾郷真一、野村美明
(事務局) 徳川信治

4. 議事

1) 報告事項

- 1 2012(平成24)年度臨時評議員会の審議結果に関する件
- 2 定款の変更と登記に関する件
- 3 委員の委嘱作業に関する件
- 4 各委員会からの報告

2) 審議事項

- 第1号議案 一般財団法人国際法学会の2013(平成25)年度研究大会会場及び大会企画に関する件
- 第2号議案 国際法外交雑誌の編集に関する件
- 第3号議案 小田滋賞に関する件
- 第4号議案 新入会員の承認に関する件
- 第5号議案 2013(平成25)年度事業計画に関する件
- 第6号議案 2013(平成25)年度予算に関する件
- 第7号議案 その他

5. 議事の内容

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。最初に、定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることのできない議長を除く10名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事10名の過半数(6名)が出席していることが確認された。

1) 報告事項

1. 2012(平成24)年度臨時評議員会の審議結果に関する件

2012(平成24)年11月11日に臨時評議員会が開催され、2012(平成24)年度第1回理事会で承認された評議員会に諮る議決事項につき、定款改正に関する件を除き、評議員の交代、旧法人決算の承認(公益目的財産の確定)定款第6条2項(1)に関する基本財産額の確定(300万円)の件など一連の議案が議決承認された旨、薬師寺代表理事より報告された。

2. 定款の改正と登記に関する件

2012(平成24)年度第1回理事会において議決された定款改正につき、外部評議員の定義が定款上

ないこと及び第 12 条の 2 の追加との両立性につき、疑義が発生したため、2012(平成 24)年度臨時評議員会への第 17 条の改正提案については取り下げた旨の報告が行われた。第 17 条で予定した外部評議員への報酬に関する件は、今後の検討課題とする旨報告され、これを了承した。

また、第 1 回理事会及び臨時評議員会において議決された定款の変更に関し、当該理事会及び評議員会の十分な議事録の精査が求められ、そのため手続きに時間を要している旨、報告が行なわれた。

3. 委員の委嘱作業に関する件

現在各委員長による委員の人選が行われており、本理事会報告後就任承諾書の発送を行う予定である旨、薬師寺代表理事より報告が行われた。雑誌編集委員会につき外務省国際法局条約課長の交代に伴う委員の交代があったこと、並びに、エキスパート・コメント委員会委員について外務省国際法局国際法課首席事務官に加わっていただくことになったこと、及び内諾がとれていない候補が 1 名あるので当面その者を除いて委員会を発足させることが併せて報告された。

本学会の事業を円滑に遂行するために、委員の任期に関する考え方について、以下のように課題整理をし、これを了承した。

1. 今期理事会の理事の任期は、定款第 31 条 1 項に基づき 2014(平成 26)年度定時評議員会の開催(6 月を予定)までであるため、今期委嘱する委員会の委員の任期についても、一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 2 条 5 項に基づき、今期理事会の任期と同様 2014(平成 26)年度定時評議員会の開催日までとする。
2. 次期の体制との引き継ぎを円滑に行うためにはどうすべきか、各委員会で検討作業を行う。

4. 各委員会からの報告

森川理事より、第 1 回研究企画委員会の報告があり、今期研究企画委員会の活動方針につき、旧財団法人国際法学会の研究連絡委員会が引き継いできた基本的考え方を基本的には踏襲しつつ、研究企画を立てていくことが報告された。小田レクチャーシリーズに関しては、*Japanese Yearbook of International Law* 上で公表ができるよう今後調整を行うというのが研究企画委員会での議論の現在の到達点である。

浅田理事より、第 1 回理事会で提案し了承された国際法外交雑誌第 111 巻の編集状況に関する報告があり、第 3 号については校正を完了し、1 月末に発刊可能であること、第 4 号も今年度末までに発刊できるよう順調に作業が行われていることが報告された。各巻につき、年度内に全号を刊行完了させる努力を行うこと、そのために雑誌編集委員会の作業方法として、委員会の下に、小委員会(構成: 委員長・幹事・幹事補佐・各分野 1 名の 6 名)をおき、編集に関する原案を作成することとしたこと、が報告された。

2) 審議事項

第 1 号議案 一般財団法人国際法学会の 2013(平成 25)年度研究大会会場及び大会企画に関する件

古谷理事より、①2013(平成 25)年度研究大会を、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ(静岡県静岡市駿河区池田 79-4)において、2013 年 10 月 12 日(土曜)、13 日(日曜)、14 日(月曜)の 3 日間開催する案件、及び、②会員の研究大会出欠確認(参加費及び懇親会費徴収を含

む) 及びホテル幹旋を近畿ツーリストに依頼する案件につき説明があり、薬師寺代表理事が、この2つの案件の議決を要請した。2案件は、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることでできない議長を除く、すべての理事(10名)の賛成により議決された。

なおこのために要する費用及び大会補助の要員等については、研究大会運営委員会で具体化することを委任し、次回理事会に報告するよう要請した。

森川理事より、2013年度研究大会企画に関する研究企画委員会案について説明がなされ、種々議論の上、薬師寺代表理事から2013年度研究大会の企画に関する下記の案件の議決、ならびに、企画の詳細は研究企画委員会に委任することが提案された。定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることでできない議長を除く、すべての理事(10名)の賛成により下記の案件が議決された。

[議決事項]

2013(平成25)年度研究大会の構成

開催第1日目(10月12日)

10時より 国際法学会各委員会所属委員による全体会合、その後各種委員会開催

14時より 3分科会を開催 理事会を第1日目に開催する

開催第2日目(10月13日)

9時30分より 第2日目は午前及び午後を全体会とするか又は午前中を全体会とする。

全体会終了後 総会と懇親会を設定する

開催第3日目(10月14日)

9時30分より 午前 個別報告・自由論題、午後 公募型分科会

- ・研究大会時に配布していた会員名簿については会員委員会に作成を委任する。
- ・公募報告制度を恒常的な制度として実施する。

なお、研究企画委員会で企画を具体化する際に考慮すべき事項として次の意見が理事より表明された。

1. 3日間大会の運営方法を確立する。研究報告の時間を従来通り確保する可能性を追求する。
2. 新理事会において委員会方式を採用することとなり、その実質化を図るため、今次研究大会では、第1日目午前に企画を入れず、委員会全体会合及び委員会開催を行うことによる議論の実質化を図るものとする。また2013(平成25)年度第1回理事会開催期(2013年5月)に委員長会合を開催して、委員会活動についての共有を行う。
3. 報告者の確定(依頼と公募)に関する2重の関係をどのように整理するかという点につき、研究企画を明らかにした上で、それ以外のものを公募で対応する。なお、報告者の決定は、大会実施6ヶ月前(若手は8ヶ月前)を追求する。
4. 2013(平成25)年度研究大会開催第3日目午後は、公募型による分科会を含む分科会を設定する。公募型分科会は、今後の会場確保との関係等の課題があるため、試行的取り組みとする。
5. 東西若手研究会については、若手研究者育成の観点から便宜をはかることを確認しつつ、今後のあり方については、若手研究者育成委員会の議論に委ねる。

6. 研究大会時に併せて開催されてきた各種会合への便宜につき、会場確保及び費用面を含め今後の検討課題とする。
7. 大会開催案内については、4月において会費納付案内に併せて出すニュースレターにおいて告知することとし、この作業を会員委員会の下で行う。
8. 会員名簿の作成については、会費納付案内に際して掲載事項を会員に問い、その回答を待つて作成するが、会員委員会に作業を委ねる。

第2号議案 国際法外交雑誌の編集に関する件

浅田理事より、第112巻の編集企画に関する編集委員会の案について説明があり、薬師寺代表理事が下記の点につき議決を要請した。定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（10名）の賛成により、以下の事項が議決された。

[議決事項]

- ①2013(平成25)年度の事業として国際法外交雑誌第112巻1号から4号を刊行する。
- ②一般財団法人国際法学会会計規程第27条(7)に基づき、今後の雑誌刊行費は、随意契約とする。

なお第112巻の編集方針については編集委員会から、第1号及び第2号については、2012(平成24)年度秋季研究大会において行われた報告を中心に編集すること、第2号については海洋法に関する特集号として編集する予定であること、第3号及び第4号についても、上記小委員会の下でできる限り多くの執筆者を確保する努力を行っていること、が表明され、詳細の決定と刊行の業務は雑誌編集委員会に委任された。

投稿規程と査読に関する規程については、旧学会において存在した規程を精査したうえで、今後理事会に諮ることが要請された。

第3号議案 小田滋賞に関する件

薬師寺代表理事より、標記に関する報告が行われ、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（10名）の賛成により、下記の事項が議決された。

[議決事項]

小田滋賞の論文募集作業を2013(平成25)年度に開始すること、そのために下記の条件に基づく募集規則及び募集要項の作成を国際関係法教育委員会に委任する。

<小田賞の基本的枠組>

1. 原則として毎年、国際関係法分野（国際法、国際私法、国際政治・外交史）における優秀な論文に対し、小田滋賞を授与する。第1回については、自由テーマとする。
2. 受賞論文は、応募論文のなかから選定し、最優秀賞30万円（1編）、優秀賞20万円（2編）、奨励賞10万円（3編）を授与する。ただし、最優秀賞は、毎年出すものとはせず、該当者がいた場合に限定する。
3. 論文は、タイトルを付け、日本語15,000字程度で、ワードまたは一太郎で作成の上、2013年12月31日までに、一般財団法人国際法学会内の小田滋賞事務局に提出する。

4. 応募資格者は、日本国内の大学生（高等専門学校 4、5 年生含む）、大学院博士課程前期課程及び修士課程の学生、法科大学院生及び司法修習生とする。国籍・性別・年齢は問わない。
5. 審査委員会メンバーは、当分の間、国際関係法教育委員会による第 1 次審査と代表理事指名による 3 名の委員の第 2 次審査で構成する。
6. 第 1 次論文審査において、主要 3 分野各 5 本にしぼる（2014 年 2 月末まで）。第 2 次論文審査において、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を確定する（2014 年 4 月末まで）。審査委員会は受賞者につき、一般財団法人国際法学会理事会の了承を得なければならない。
7. 発表と表彰は、2014 年 5 月の理事会前後を予定する。
8. 応募規則及び応募要領並びにその他細目（規則）については、国際関係法教育委員会が、4 月末までに策定し、5 月に予定される理事会で議論後、5 月末までに正式決定する。なお、審査委員の意見を聞いた上で国際関係法教育委員会が応募要領を必要に応じて改訂していく。6 月初旬に応募要領を HP に掲示し、その他の宣伝媒体を通じて宣伝する。
9. 小田滋賞事務局を、学協会サポートセンターに依頼する。
10. 高校生を対象とするものは、今後の検討課題とする。

第 4 号議案 新入会員の承認に関する件

坂元理事より、以下の 3 名を一般会員として入会することが提案され、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（10 名）の賛成により議決された。

氏名・生年	所属・地位	専攻	推薦者	住所・電話
1 みかみ まさひろ 三上 正裕 1962 年 7 月	在中国日本大使館 公使	国際法	柳原 正治 小林 賢一	川崎市宮前区宮崎 4-1-322 〒216-0033(044-857-9844)
2 あかほり たけし 赤堀 毅 1966 年 8 月	外務省国際法局 条約課長	国際法	薬師寺公夫 坂元 茂樹	東京都目黒区中目黒 2-3-13-213 〒153-0061 (03-3793-3907)
3 かたおか まさよ 片岡 雅世 1979 年 5 月	同志社大学国際ビジネス 法務研究センター 研究員	国際私法	佐野 寛 多田 望	京都市上京区御前通今出川上 ル 2 丁目北町 620 デトム・ ワン衣笠 407 号室 〒602-8392(090-4035-3941)

以上により、会員総数は、941 名となる。

第 5 号議案 2013(平成 25)年度事業計画に関する件

一般財団法人国際法学会定款第 4 条各号に基づく 2013(平成 25)年度事業計画を以下の通りとすることを、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（10 名）の賛成により承認した。

<p>第 1 号 国際公法及び国際私法ならびに国際政治・外交史に関する諸問題の調査研究</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 4 号に該当する研究大会における調査研究項目 2. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 5 条 2 項に基づく研究情報入手及び整理の事業（国際関係法情報の更新と国際法協会との調整）

国際関係法教育委員会における、国際関係法情報の引き継ぎ及び更新作業（国際公法）と新規構築の可能性（国際私法・国際政治・外交史）の検討

3. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 8 条 3 項に基づくエキスパート・コメント委員会の事業の開始

第 2 号 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡

1. 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程第 7 条 2 項に基づく国際交流活動
 - ①日・米・加・豪 NZ4 国際法学会交流推進の 2013（平成 25）年度課題
 - ・ 2014 年シドニー会議の報告者公募・選考
 - ・ バークレー会議の成果出版作業
 - ②日・中・韓 3 国際法学会の交流推進の 2013（平成 25）年度課題
 - ・ 国際会議の継続実施
2. 日本弁護士連合会との今後の協力事業

第 3 号 雑誌及び刊行物の発行

1. 機関誌『国際法外交雑誌』年 4 回 発行
 - (1) 第 112 巻 第 1 号 2013 年 5 月 発行予定
 - (2) 同 第 2 号 2013 年 8 月 発行予定
 - (3) 同 第 3 号 2013 年 11 月 発行予定
 - (4) 同 第 4 号 2014 年 1 月 発行予定
2. 小田基金に基づく欧文による小田滋 ICJ 判事記念レクチャーシリーズ（仮称）の顕彰制度の準備

第 4 号 研究会、講演会及び講習会の開催

1. 年次研究大会（第 117 年次）

日時：2013 年 10 月 12（土）・13（日）・14（月・休日）日
場所：静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ

第 5 号 その他理事会において必要と認める事業

1. 小田滋賞の実施の準備作業
2. 若手研究者育成事業

第 6 号議案 2013(平成 25)年度予算に関する件

科研費補助の打ち切り及び外務省の買い取り数の減少に伴い収入が減少する中、各事業活動を円滑にするため、下記表の通り予算を編成することが提案され、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることでできない議長を除くすべての理事（10 名）の賛成により議決された。なお、今後の学会活動の遂行に伴い、必要に応じて補正予算を組むことも併せて、定款第 41 条 1 項及び 2

項に基づき、議決に加わることのできない議長を除くすべての理事（10名）の賛成により議決された。

2013(平成25)年度収支予算					
(2013年4月1日から2014年3月31日)					
				一般財団法人 国際法学会	
				2013年1月13日理事会	
				(繰越金は未確定のため、2012年9月末の数字)	
収入の部 (単位:円)					
科 目		2013年度 予算額	2012年度 後期予算額	増減	備考
基本財産運用収入		24,000	13,200	10,800	
基本財産運用収入	ア	24,000	13,200	10,800	基本財産300万円(国債)の利金3万円/年(20%課税)
基本財産以外の財産の運用収入		660,000		660,000	新規予算項目
基本財産以外の財産の運用収入	イ	660,000		660,000	基本財産以外の財産の利金等
会費収入		8,680,000	4,819,500	3,860,500	2013年1月13日現在の会員数
通常(一般)会員会費	ウ	8,120,000	4,515,000	3,605,000	一般会員:1万円×812名
通常(学生)会員会費	エ	560,000	304,500	255,500	学生会員:7,000円×80名
維持会員会費	オ	0	0	0	
事業収入		4,222,000	2,591,000	1,631,000	
国際法外交雑誌(大口販売分)	カ	2,262,000	1,131,000	1,131,000	有斐閣との契約による。
国際法外交雑誌(小口販売分)	キ	1,080,000	540,000	540,000	有斐閣との契約による。
研究大会登録料	ク	850,000	850,000	0	一般会員3,000円×250名;学生会員2,000円×50名。2012年度の実績は834,000円
研究大会傍聴料収入	ケ	30,000	70,000	▲ 40,000	3,000円×30名。2012年度実績は33,000円
補助金収入		0	800,000	▲ 800,000	
国庫助成金(科学研究費)	コ	0	800,000	▲ 800,000	科研費の項目変更により国際法外交雑誌について申請できなくなったため。
雑収入		200,000	950,000	▲ 750,000	
出展料、寄附等	サ	200,000	950,000	▲ 750,000	2012年度の出展料は224,000円。基本財産以外の財産の運用利益はイへ移管
当期収入合計(A)		13,126,000	9,173,700	3,952,300	
前期繰越収支差額		85,921,611	79,953,416	5,968,195	
収入合計(B)		99,047,611	89,127,116	9,920,495	

支出の部					
科 目		2013年度 予算額	2012年度 後期予算額	増減	備考
事業費		14,000,000	6,925,000	7,075,000	
<研究企画・研究大会関係費>	A	2,950,000	1,875,000	1,075,000	10月12-14日に静岡で開催
研究企画調整連絡費	A1	50,000	25,000	25,000	資料作成費・通信費
外国研究者招聘費	A2	0	400,000	▲ 400,000	
会場設営整理費	A3	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
開催案内状等印刷費(手数料含む)	A4	500,000	250,000	250,000	
資料郵送費	A5	400,000	200,000	200,000	
<雑誌刊行関係費>	B	7,930,000	3,475,000	4,455,000	国際法外交雑誌4号分刊行
編集企画連絡調整費	B1	100,000	50,000	50,000	資料作成費・通信費
印刷製本費	B2	6,980,000	3,000,000	3,980,000	
雑誌配送費	B3	850,000	425,000	425,000	
<国際交流関係費>	C	20,000	1,575,000	▲ 1,555,000	
国際交流企画連絡調整費	C1	20,000	0	20,000	資料作成費・通信費
国際交流費	C2	0	1,575,000	▲ 1,575,000	郵便、email等による連絡調整
<小田賞関係費>	D	990,000		990,000	新規予算項目
小田賞関係費	D1	990,000		990,000	別紙小田基金予算書参照
<研究振興事業関係費>	E	20,000		20,000	新規予算項目
研究振興事業連絡調整費	E1	20,000		20,000	資料作成費・通信費
研究振興事業費	E2	0		0	
<エキスパートコメント事業関係費>	F	20,000		20,000	新規予算項目
エキスパートコメント事業連絡調整費	F1	20,000		20,000	資料作成費・通信費
エキスパートコメント事業費	F2	0		0	
<国際関係法研究情報事業関係費>	G	20,000		20,000	新規予算項目
国際関係法研究情報事業連絡調整費	G1	20,000		20,000	資料作成費・通信費
国際関係法研究情報事業費	G2	0		0	
<若手研究者育成事業関係費>	H	20,000		20,000	新規予算項目
若手研究者育成事業連絡調整費	H1	20,000		20,000	資料作成費・通信費
若手研究者育成事業費	H2	0		0	
<社会連携(アウトリーチ)事業関係費>	I	20,000		20,000	新規予算項目
社会連携事業連絡調整費	I1	20,000		20,000	資料作成費・通信費
社会連携事業費	I2	0		0	
<国際関係法教育事業関係費>	J	20,000		20,000	新規予算項目
国際関係法教育連絡調整費	J1	20,000		20,000	資料作成費・通信費
国際関係法教育事業費	J2	0		0	
<事業予備費>	K	1,000,000		1,000,000	新規予算項目
事業予備費	K1	1,000,000		1,000,000	C2/E2/F2/G2/H2/I2/J2の承認申請を待って理事会で配分を決定する。
管理費	P	3,110,000	1,630,000	1,480,000	
評議員会会費・旅費	P1	200,000		200,000	新規予算項目
理事会会費・旅費	P2	400,000		400,000	新規予算項目
役員選任手続費	P3	0	0	0	2013年度は役員選任なし
学会組織整備関係費	P4	450,000	450,000	0	
庶務事務経費	P5	500,000	250,000	250,000	
ホームページ委員会関係経費	P6	150,000	75,000	75,000	
会員委員会関係経費	P5	20,000	0	20,000	新規予算項目
業務委託費	P6	1,200,000	750,000	450,000	
会計事務経費	P7	50,000	35,000	15,000	
会費振込郵便手数料	P10	90,000	45,000	45,000	
雑費	P11	50,000	25,000	25,000	
予備費	Q	150,000	75,000	75,000	
当期支出合計(C)		17,260,000	8,630,000	8,630,000	
当期繰越収支差額(A)-(C)		▲ 4,134,000	543,700	▲ 4,677,700	
次年度繰越収支差額(B)-(C)		81,787,611	80,497,116	1,290,495	

小田基金2013(平成25)年度収支予算					
(全体の予算から形式上は分別しないが、実質的に数字を把握し、詳細を明らかにすることを目的とする。)					
(2013年4月1日から2014年3月31日)					
一般財団法人 国際法学会 2013年1月13日理事会 (単位:円)					
収入の部					
科目		2013年度予算額	2012年度予算額	増減	備考
財産運用収入		434,000	300,000	134,000	
財産運用利金・利息	あ	434,000	300,000	134,000	国債利金434,000円その他
寄附その他の収入		0	0	0	
寄附その他の収入	い	0	0	0	
当期収入合計(A)		434,000	300,000	134,000	
前期繰越収支差額		50,662,002	49,924,302	▲ 49,624,302	2012年9月末現在の金額を使用
収入合計(B)		51,096,002	50,224,302	871,700	
支出の部					
科目		2013年度予算額	2012年度予算額	増減	備考
事業費		940,000	640,000	300,000	
< 懸賞論文事業費 >		890,000	590,000	300,000	
懸賞費	AA1	0	0	0	実施の年度は、(最優秀賞30万円(1編)、優秀賞20万円(2編)、佳作10万円(3編)の予定
会合費	AA2	300,000	300,000	0	会場費等
旅費	AA3	200,000	200,000	0	
通信費	AA4	10,000	10,000	0	
広告宣伝費	AA5	300,000	0	300,000	雑誌等への広告宣伝費
人件費	AA6	50,000	50,000	0	
その他	AA7	30,000	30,000	0	
< 国際学術研究費 >		0	0	0	
招聘費	BB1	0	0	0	隔年実施。実施の年度には予算額100万円を予定。
会合費	BB2	0	0	0	AA2と合同で開催。
旅費	BB3	0	0	0	
通信費	BB4	0	0	0	
人件費	BB5	0	0	0	
その他	BB6	0	0	0	
予備費	CC1	50,000	50,000	0	
当期支出合計(C)		990,000	690,000	300,000	全体の予算案のD1に対応
当期繰越収支差額(A)-(C)		▲ 556,000	▲ 390,000	▲ 166,000	
次年度繰越収支差額(B)-(C)		50,106,002	49,534,302	571,700	

第7号議案 その他

(1) 規程の訂正

国際法外交雑誌に各種規程を会報として掲載する作業の際に明らかとなった、下記の誤植や字句の修正に関する規程の修正について、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることでない議長を除くすべての理事(10名)の賛成により承認された。

該当規程	該当条文	修正前(修正箇所下線)	修正後
一般財団法人国際法学会理事会規程	第13条	代表理事、 <u>副理事長</u> 及び業務執行理事は、…	代表理事、その職務を代行する業務執行理事及び業務執行理事は、…

	第 15 条	…その結果につき、欠席した…	…その結果につき、欠席した…
一般財団法人国際法学会会員規程	第 6 条柱書き	…当協会からの…	…当学会からの…
一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程	附則	…2012 年 10 月 5 日から…	…一般財団法人国際法学会設立登記の日から…

(2) 一般財団法人国際法学会規程整備作業部会の設置の件

薬師寺代表理事より、新法人設立に伴う規程の整備のため、臨時委員会を設置したい旨提案があり、定款第 52 条 1 項及び 2 項に基づき、①一般財団法人国際法学会規程整備作業部会を設置する、及び②当部会の長を山内惟介氏とする、提案があった。定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除くすべての理事（10 名）の賛成により本提案を議決した。

(3) 2012(平成 24)年度第 2 回臨時評議員会の開催の決定

薬師寺代表理事より、外務省国際法局長の兼原信克氏が官房副長官補外務担当に就任されたことに伴う一般財団法人国際法学会評議員からの辞任と、新しい外務省国際法局長の決定に伴う新評議員の就任を定款第 14 条 1 項、第 19 条 3 項、第 20 条 1 項に従って議決するために、定款第 38 条 3 項第 1 号、第 39 条 1 項に基づき下記の要領で臨時評議員会を電磁的方法により開催することについて提案があり、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（10 名）の賛成により提案を議決した。

第 2 回臨時評議員会の開催の決定

日時：2013 年外務省国際法局長の決定の通知を受けて代表理事が決定する日

場所：東京学士会館本館（ただし定款第 23 条に定める評議員の同意意思表示がある場合にはそれによる）

目的：兼原信克評議員の外務省国際法局長辞職に伴う辞任及び後任の国際法局長の就任に伴う新評議員就任の議決

なお、代表理事による日時の詳細の決定と、新国際法局長決定に伴う新評議員候補者の確定は、外務省人事が確定次第、代表理事により電磁的方法で、すべての理事及び監事の下承をとることとする。